

## 第3章

### 仕事と生活の調和実現の状況



## 第1節 仕事と生活の調和の状況の最近の動き

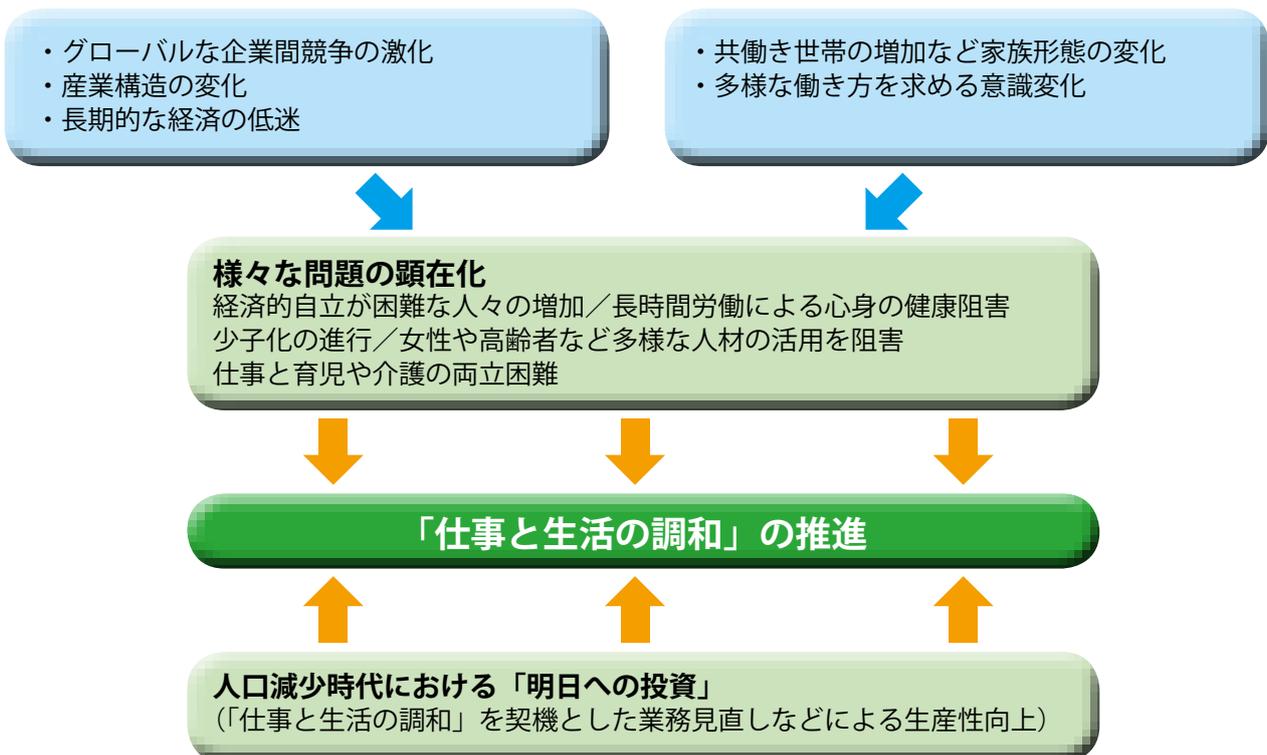
★長時間労働者比率の低下、フリーター数の減少など一定の改善が見られてきたが、2008年後半からの経済・雇用情勢の急速な悪化により、非正規雇用に対するセーフティネットの強化などが課題として浮上。今後、仕事と生活の調和の実現に向けて前進するためには、さらに積極的な取組が必要。

仕事と生活の調和が実現できないことから生ずる様々な問題を解決するため、平成19年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」が、仕事と生活の調和推進官民トップ会議において策定されました。（図1-1）

憲章が目指す「仕事と生活の調和の実現した社会」とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

本節では、仕事と生活の調和の状況について、「憲章」策定後を中心に最近の動きを概観します。

【図表 3-1-1 仕事と生活の調和の必要性】



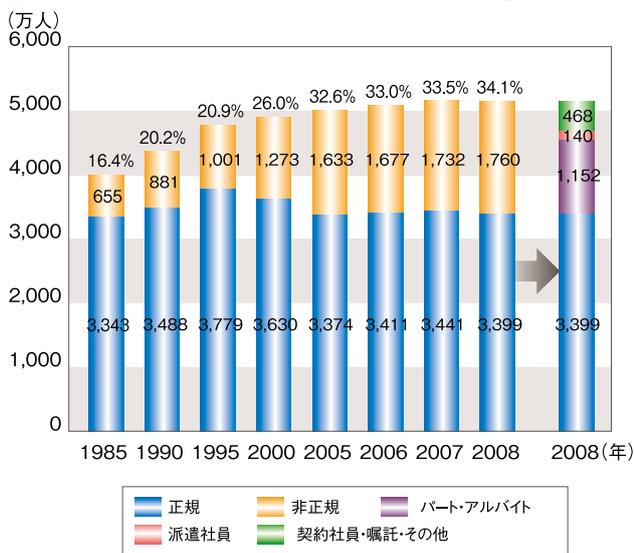
### (就労による経済的自立)

「憲章」では、「就労による経済的自立ができる社会」、つまり、経済的自立を必要とする者、とりわけ若者が、いきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤の確保ができる社会を、仕事と生活の調和が実現した社会の3つの具体的な姿の1つとして掲げています。

就労による経済的自立に関する状況について、まず始めに就業率を見ると、60歳代では上昇傾向にあります。25～34歳では、男性は2008年に入ってから前年を下回って推移しています。(詳細は次節参照)

雇用者に占めるパート・アルバイトや契約社員など非正規雇用者の比率は、長期的に高まってきていますが、特に1990年代後半以降は上昇テンポが高まり、2008年には34.1%に達しています(図表3-1-2)。男女別に正規の職員・従業員以外の雇用者の割合をみると、男性は2000年代後半には20%近くまで増加しています(図表3-1-3)。また、若年層の雇用状況に関して、「フリーター数」について見ると、2004年以降2008年まで5年連続で減少しました(次節参照)。

【図表 3-1-2 正規雇用者と非正規雇用者の推移】

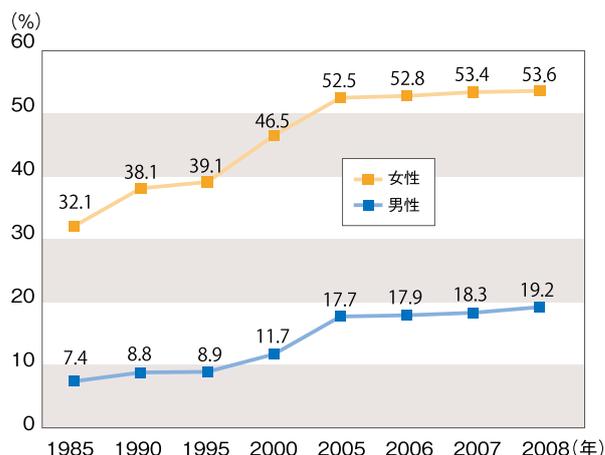


(備考)  
1. 総務省「労働力調査」より作成。1985年から2000年までは「労働力調査特別調査」(2月分の単月調査)、2005年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)による。  
2. 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。

非正規雇用は、働き方の一つの選択肢として自発的に選択される場合もありますが、希望する職に就けないため、やむをえず選択されている場合もあります。また、社会保障のセーフティネットが十分でないといった問題も指摘されています。

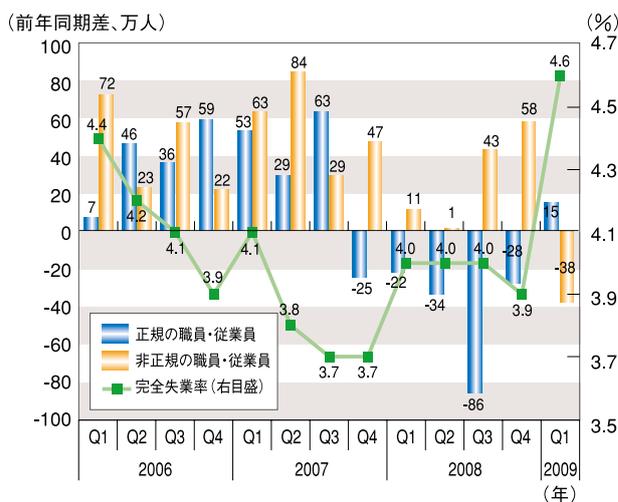
2008年後半以降、雇用情勢が急速に悪化する中で完全失業率が上昇しており、2009年1～3月期にはこれまで増加してきた非正規雇用者が前年比で減少しました(図表3-1-4)。景気の悪化によって非正規の雇用機会も減少していることが懸念されます。

【図表 3-1-3 非正規雇用者の割合(性別)】



(備考)  
1. 1985年から2000年は、総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、2005年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。  
2. 数値は、役員を除く雇用者数に占める非正規雇用者数(パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他)の割合である。

【図表 3-1-4 雇用者数の推移】

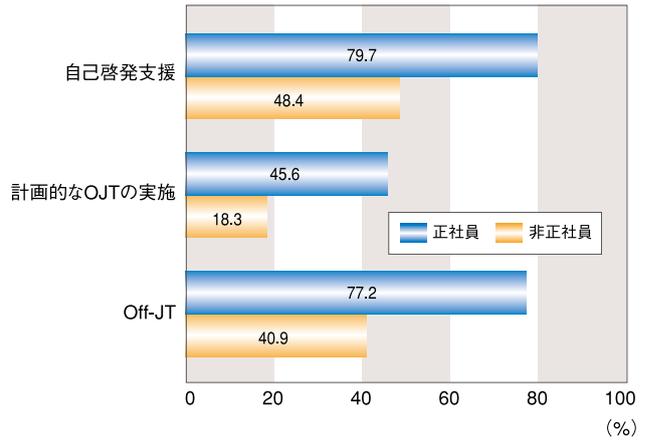


(備考)  
総務省「労働力調査」より作成。

非正規雇用については、雇用の不安定さだけでなく、職場で能力を開発する機会を持ちにくいことから、長期的に職業能力を上げていく面でも問題があることが指摘されています。図表 3-1-5 は教育訓練の実施状況を雇用形態別にみたものですが、正社員に比較して非正社員への教育訓練を実施している事業所の割合は低くなっています。

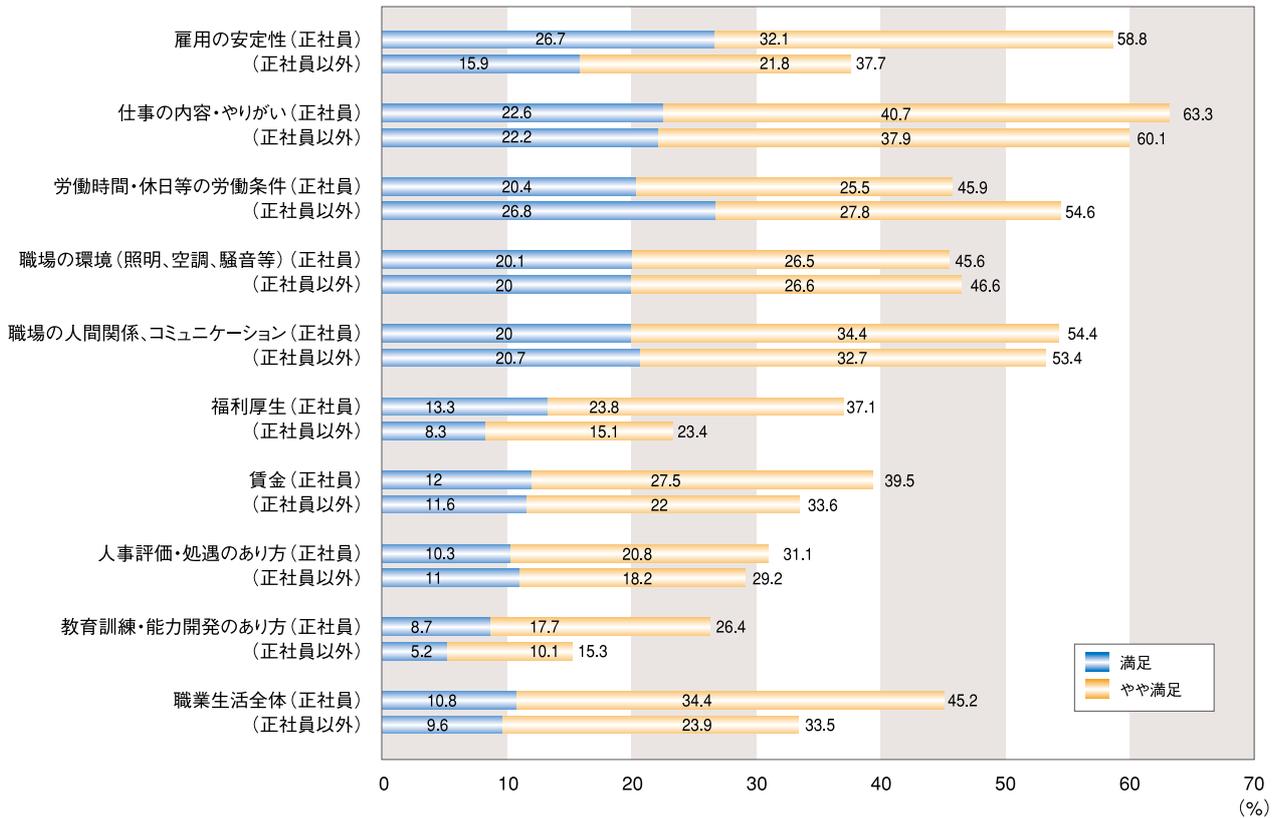
次に、正社員とそれ以外の労働者の職場での満足度についてみると、正社員以外の労働者の方が正社員に比べ、労働時間や休日等の労働条件は満足度が高い一方で、雇用の安定性や教育訓練や能力開発のあり方では満足度が低いことがわかります（図表 3-1-6）。

【図表 3-1-5 雇用形態別教育訓練の実施事業所の割合】



(備考)  
厚生労働省「平成 19 年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果の概況」より作成。

【図表 3-1-6 現在の職場での満足度（労働者割合）】

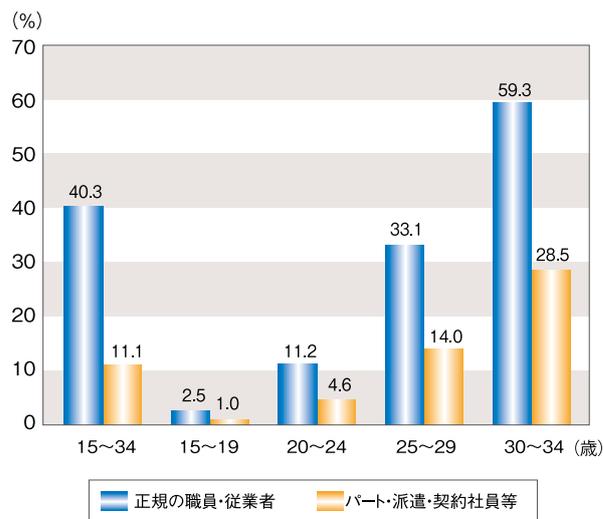


(備考)  
1. 厚生労働省「平成 19 年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果の概況」より作成。  
2. 「正社員」とは雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。  
3. 「正社員以外」とは「契約社員」、「嘱託社員」、「出向社員」、「派遣労働者」、「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」を合わせたもの。

図表 3-1-7 は、男性の雇用者について有配偶比率をみたものですが、「正規の職員・従業者」に比較して「パート・派遣・契約社員等」の有配偶比率は低くなっています。このような経済的な不安定さが、非正規雇用者が結婚して家族を形成することを妨げていることが懸念されます。

また、中学、高校、大学の卒業後、3年以内に離職する割合は、それぞれ約7割・5割・4割となっています（図表 3-1-8）。こうした状況に鑑みると、特に若年層の経済的に自立可能な就労と定着、キャリアの蓄積を図ることが求められています。

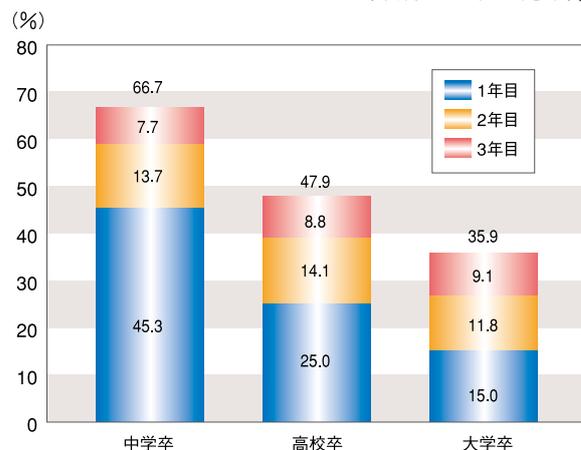
【図表 3-1-7 雇用形態別有配偶者の占める割合  
(2007年、男性)】



(備考)

1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「パート・派遣・契約社員等」は、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の合計。
3. 「有配偶者」には、「死別・離別」も含む。

【図表 3-1-8 新規学卒就職者の在職期間別離職率  
(平成 17 年 3 月卒)】



(備考)

厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

### (健康で豊かな生活のための時間の確保)

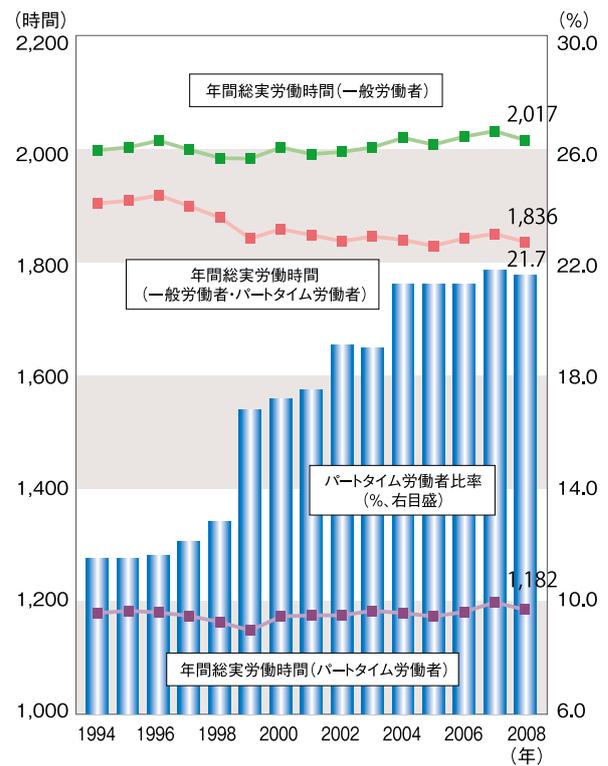
「憲章」では、働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる社会を仕事と生活の調和が実現した社会の具体的な姿の2つ目に掲げています。

健康で豊かな生活のための時間の確保の状況に関して、年間総実労働時間について見ると、全労働者の年間総実労働時間は長期的には減少していますが、それを一般労働者とパートタイム労働者に分けてみると、一般労働者の年間総実労働時間はほとんど減っておらず高止まりの状況が続いており、全労働者の労働時間の減少はパートタイム労働者の増加によってもたらされていることがわかります(図表3-1-9)。

そうした中で、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、直近のピークである2003年の12.2%から5年連続で低下し、2008年は10.0%となりました。(次節参照)

2009年に入ってから、経済危機の影響により所定外労働時間は急激に減少していますが、仕事と生活の調和への影響の観点から、今後の動向を注視する必要があります。

【図表 3-1-9 就業形態別年間総実労働時間とパートタイム労働者比率の推移】



(備考)  
 1.厚生労働省「毎月労働統計調査」より作成。  
 2.事業所規模30人以上。  
 3.年間総実労働時間は年平均値を12倍したもの。

### (多様な働き方・生き方の選択)

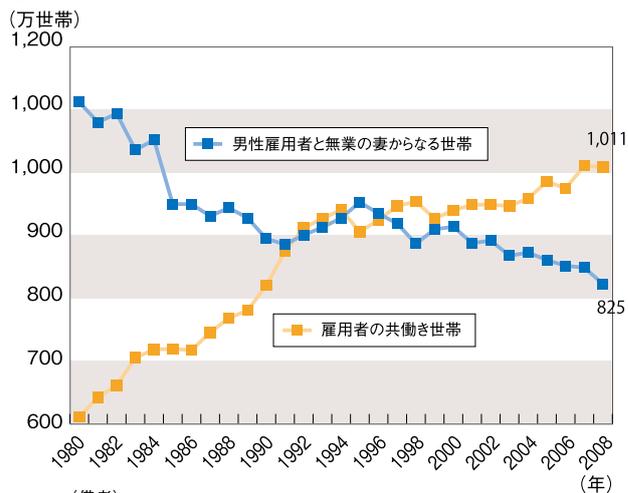
「憲章」が掲げる仕事と生活の調和が実現した社会の具体的な姿の3つ目として、多様な働き方・生き方の選択ができる社会があります。これは、性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている社会の事です。

多様な働き方・生き方の選択の状況に関して、まず、夫婦共働き世帯と男性片働きの世帯の動向について見ると、夫婦共働き世帯数が傾向的に増加していることがわかります。1980年には男性片働きの世帯数は共働き世帯の2倍近くありましたが、1992年には共働き世帯の数が上回り、その後も増加を続けています(図表3-1-10)。

このように家族の形が変化する一方、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていません。

女性の育児休業取得率は1992年に育児休暇が制度化されて以来上昇し、2007年度には約9割に達するなど、一定の定着を見ているますが、第1子出産前後の妻の就業経歴をみると、就業継続している人の比率は約25%で長期的にあまり変化していません(図表3-1-11)。

【図表 3-1-10 共働き世帯の増加】

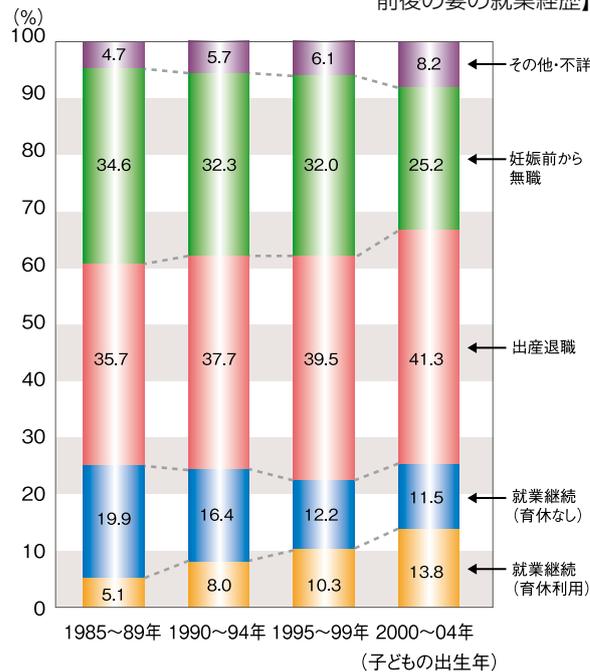


(備考)

1. 総務省「労働力調査」より作成。1980年から2001年までは「労働力調査特別調査」(2月分の単月調査)、2002年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)による。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

【図表 3-1-11 子どもの出生年別第1子出産

前後の妻の就業経歴】



(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
2. 1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。